

山梨市生ごみ処理機貸出事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民に対し生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行い、市民が実際に処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって市民による生ごみの自家処理の推進及びごみ排出量の削減並びにごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(処理機の貸出対象)

第 2 条 処理機の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機を適正に維持管理できる者
- (3) 処理機について市が実施するアンケート調査等に協力できる者

2 処理機の貸出先は、個人の家庭とし、事業所等は除くものとする。

(貸出期間等)

第 3 条 貸出期間は、次のとおりとする。ただし、貸出期間中に前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。

- (1) 電気式 4 週間以内
- (2) 手動式 8 週間以内

2 貸出しは、1 世帯につき 1 基 1 回限りとする。

(申請手続)

第 4 条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、生ごみ処理機貸出申請書（様式第 1 号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申請にあたり、当該申請者は、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポートその他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めるときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により決定をしたときは、速やかにその決定内容を生ごみ処理機貸出決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(貸出方法及び使用者の負担)

第 5 条 処理機の貸出しは、処理機の貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、エコハウスやまなしにおいて直接引き渡す方法で行うものとする。

2 処理機の運搬に係る費用、使用に係る電気代及び次条第 2 項に規定する借受け時と同じ状態に復する費用は、使用者の負担とする。

(返却方法)

第 6 条 処理機の返却は、使用者がエコハウスやまなしへ直接返却するものとする。

2 使用者は、返却する際、処理機の状態が次の使用者の支障にならないよう、借受け時と同じ状態で返却するものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、処理機を維持管理すること。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。
- (3) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (4) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 市が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取消し、貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、貸出しを受けた処理機を紛失し、又は破損したときは、直ちに市長に報告するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と市長が認める場合については、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、処理機の貸出しに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

年 月 日

山梨市長 様

申込者住所 〒 _____

山梨市

氏名

印

(連絡先)

(日中連絡先)

山梨市生ごみ処理機貸出申込書

生ごみ処理機の貸出しを希望しますので、山梨市生ごみ処理機貸出事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

貸出希望機種 (希望する機種の下に レ印をつけてくださ い。)	<input type="checkbox"/> 電動式 <input type="checkbox"/> 手動式
貸出希望期間	年 月 日～ 年 月 日
誓約事項 (下にレ印をつけて ください。)	<input type="checkbox"/> 次の事項を遵守することを誓約します。 (1)処理機は、屋内に設置し、返却する際、借受時と同じ状態で返却すること。 (2)善良な管理者の注意をもって、処理機を維持管理すること。 (3)処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。 (4)処理機の形状を変え、又は改造しないこと。 (5)処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。 (6)市が実施するアンケート調査等に協力すること。 (7)使用者は、貸出しを受けた処理機を紛失し、又は破損したときは、直ちに市長に報告するとともに損害を賠償すること。
本人確認書類	運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポートその他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 年 月 日
号

様

山梨市長

印

生ごみ処理機貸出決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理機の貸出しについて、下記のとおり貸出ししますので、山梨市生ごみ処理機貸出事業実施要綱第 4 条第 4 項の規定により通知します。

記

貸出機種

貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

※上記貸出期間満了後は、次の使用者の支障にならないよう借受時と同じ状態にし速やかに返却してください。